| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 第４　健康医療部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 |
| １　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金 |
| 【意見43】目的積立金に関する厳密な検討【健康医療部】 | 　大阪府は，地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が目的積立金として整理する金額を承認する際，その検討過程が明らかとなるように，具体的な資料の提出を受けて照合すると共に，ヒアリング等で確認した内容を記録化しておくべきである。 | 令和元年度の目的積立金の承認より、法人からさらに具体的な根拠資料の提出を受け、金額の照合を実施している。また、法人・府・共同設立団体である大阪市の三者による承認に係る協議議事録を作成し、検討過程を記録している。 |
| 【意見44】統合効果の最大化【健康医療部】 | 　大阪府は，大阪市と協力し，両地方自治体の機関を統合した効果を定期的に検証すると共に，その効果を早期に最大化するよう今後も努力を継続すべきである。 | 今後も大阪市と協力し、毎年度の年度計画に対する評価の検討過程において、統合の効果について定期的に検証を行うとともに、統合効果の最大化をめざした、人材の相互交流や検査機器の共有など施設一元化に向けた業務統一化に関する法人の取組を、設立団体として支援していく。 |
| ３　腎移植組織適合検査事業補助金 |
| 【意見45】交付額の算定基準の策定【健康医療部】 | 　大阪府は，腎移植組織適合検査事業補助金に関し，腎移植組織適合検査事業補助金に関する交付要綱を制定し，交付額を算定するための基準を策定すべきである。 | 　令和２年４月に交付額の算定基準を明記した補助金交付要綱を制定し、運用を開始した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| ４　夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金 |
| 【意見46】交付申請書及び実績報告書の詳細かつ具体的な記載【健康医療部】 | 　大阪府は，夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金に関し，補助事業者に対し，夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金の交付申請書及び実績報告書の記載内容をより詳細かつ具体的なものとするよう求めるべきである。 | 交付申請及び実績報告の際に受領していた詳細な内訳が記載された資料を、従前は参考資料として扱っていたが、令和元年度より、扱いを交付申請書及び実績報告書の必要書類に変更し、決裁に添付している。 |
| ６　大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金 |
| 【意見47】補助対象事業者の団体性要件について【健康医療部】 | 　大阪府は，大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金の補助対象事業者を団体に限るのかどうかを検討のうえ，補助金交付要綱や募集要領において明確にすべきである。 | 　補助対象事業者の団体性要件を検討の上、補助金交付要綱や募集要領へ明記していく。 |
| ９　泉州救命救急センター運営費補助金 |
| 【意見48】補助金の上限額に関する協議のあり方【健康医療部】 | 　大阪府は，泉州救命救急センター運営費補助金に関し，補助事業者との間で，単年度ごとに泉州救命救急センター運営費補助金の上限額に関する協議を実施するのではなく，補助事業者の中期目標期間を単位として，協議を実施すべきである。また，収支差に係る本補助金の上限額については，補助事業者の中期計画の収支計画における「救命負担金収益」の額を踏まえ，上記協議を実施すべきである。 | 　令和３年度以降の運営費補助については、補助事業者の中期目標期間を単位として、協議を求めていく。また、収支差に係る本補助金の上限額については、補助事業者の中期計画の収支計画における「救命負担金収益」の額を踏まえ、上記協議を求めていく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 【意見49】補助事業者に対する意見表明の場の設定【健康医療部】 | 　大阪府は，泉州救命救急センター運営費補助金に関し，補助事業者の運営全般に関し，より頻繁かつ積極的に意見を表明する場を設けるよう努めるべきである。 | 　これまで、年１回であった泉州救命救急センター運営協議会について、令和元年度には、２回開催した。　令和２年度以降についても同様に複数回の運営協議会を開催していく。 |
| 11　大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金 |
| 【意見50】実績報告書の記載内容の充実【健康医療部】 | 　大阪府は，大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金に関し，補助事業者に対し，大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金の実績報告書に人件費の内訳と補助事業に従事した時間数を記載させるべきである。 | 　令和元年度から、実績報告書に人件費の内訳及び補助事業に従事した時間数を記載させるようにした。 |
| 【意見51】より詳細な検査の実施【健康医療部】 | 　大阪府は，大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金に関し，少なくとも年間数件程度の補助事業者を抽出して訪問し，実績報告の内容と徴憑類との突合を行うなど，より詳細な検査を実施すべきである。 | 　令和２年度から、前年度分補助金について、補助事業者を抽出して、実地検査を行うこととした。 |
| 16　大阪府病院内保育所運営費補助金 |
| 【意見52】交付決定の迅速化【健康医療部】 | 大阪府は，大阪府病院内保育所運営費補助金に関し，今後，交付決定をできるだけ速やかに行うよう留意すべきである。 | 令和元年度は令和元年12月24日に交付決定を行った。今後は、迅速かつ適正な補助金事務の執行に努める。 |
| 18　健康医療部所管補助金についての共通意見 |
| 【意見53】申請書類の収支計画における「寄附金その他収入」の計上【健康医療部】 | 大阪府は，補助対象事業の収支計画において，収入として「寄附金その他収入」を計上すべき補助金については，計上すべき「寄附金その他収入」の内容について考え方を整理し，文書化し，補助対象事業者に対し周知すべきである。 | 補助対象事業の収支計画において、収入として「寄附金その他収入」を計上すべき補助金については、従来より補助事業に係るものについて記載を依頼しており、今後も事業内容に応じ、適切に記載されるよう、必要があれば周知や説明を行っていく。 |
| 【意見54】補助事業検査調書の記載内容について【健康医療部】 | 大阪府は，補助事業検査調書の記載については，証拠書類をより具体的に特定するとともに，サンプリング調査の対象とした補助事業者名を明記するなど，その検査方法が明らかになるよう工夫するべきである。 | 　多くの事業者を対象とする補助金については、検査に際し、人員に限りがある中で正確性を担保できるより効果的な手法として、サンプリング調査を実施している。検査調書については「補助事業検査調書の改正について（平成18年9月29日大阪府出納長及び大阪府総務部長通知）」により作成しているが、今後は検査方法をより明確に記録するため、調査した証拠書類、サンプリング調査の対象とした補助事業者名及びその抽出方法などを記録することを検討する。 |
| 20　地域医療介護総合確保基金 |
| 【意見55】履行確認内容の記録化【健康医療部】 | 大阪府は，医科歯科連携推進事業委託の履行確認において，効率的効果的な履行確認を実施するために，随時，実施した検査内容を，検査調書上も一覧性のある形で記録化しておくことが望まれる。 | 令和元年度事業に係る検査より、府担当者が事業推進に当たり同席した際に作成した記録等を検査調書に添付している。 |
| 【意見56】履行確認及び検査方法の記録について【健康医療部】 | ナースセンター運営委託業務について，委託料の見積額と実績額とに顕著な違いについて口頭で確認した内容は，検査調書その他の方法によって記録化すべきである。 | 令和元年度からは、委託料の見積額と実績額とに顕著な違いがあれば、検査調書その他の方法によって記録化することとした。 |